

令和4年11月14日

「山村都市交流の森センターエリア等の活用事業者選定のための募集要項」に関する質問の回答

質問1 テントサイトや炊事場など、簡易な施設を新たに作ることは可能か？

回答1 建物及び付帯施設の新設については、募集要項 P10 の3に記載の条件で新設いただけますが、センターエリア内には、一部官有地等が含まれており、それらの土地への設置においては、所有者や管理者等との協議が必要となります。

なお、新たに設置する施設への水道管等の延伸に係る費用等は事業者負担となります。

質問2 翠峰荘を貸付のまま、大規模に改修することは可能か？

回答2 貸付の場合における建物等の改修については、募集要項 P10 の2(3)のとおり、事業者負担で実施いただけますが、改修に係る部分の財産上の整理が複雑となる場合は、貸付ではなく、譲渡を受けていただく方向で協議、調整させていただくことになります。

質問3 各建物の収入や経費・稼働状況が分かる資料を提示してほしい。

回答3 別添の資料を公表します。

(京都市森林文化協会が既に公表している決算資料も含まれております。)